

雇用創出などに向けたさまざまな取り組みを進めています

申問商工労政課 ☎ 6773

❖ 創業支援等空き店舗等活用事業

市内の空き店舗などを活用し事業を開始する人に改修工事費の一部を補助します。

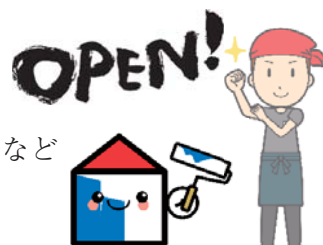
対象物件 市内で1カ月以上営業が行われていない空き店舗など

対象事業 小売業、サービス業（宿泊・飲食業含む）、コミュニティービジネス（IT関連含む）、その他これらに類する事業。ただし、風俗営業法に定める営業など、市長が不相当と認める事業は除きます。

対象要件 空き店舗などを活用し、2年以上継続して営業することが見込まれることなど

補助金額 改修工事費の2分の1

- ①市外から転入した人で店舗面積が200㎡以上（上限300万円）
- ②市外から転入した人で店舗面積が200㎡未満（上限150万円）
- ③上記以外のもの（上限50万円）



❖ 若年者等人材育成支援事業

若年者などの市内企業への定着を図るため、従業員の資格などの取得に係る費用の一部を補助します。

対象 市内に本社を有する個人事業主、または市内に本店もしくは主たる事業所を有する法人などで、4月1日時点で18歳以上40歳未満の従業員に、業務に必要な資格や免許取得のための研修などを受講させるもの

対象経費 企業などが負担した受験料や受講料（試験により資格などを取得する場合は合格した場合のみ対象）

補助金額 対象経費の2分の1（上限10万円）

❖ U I J ターン移住就職奨励金

人口減少・雇用対策の一環として、U I J ターンで上十三・十和田湖広域定住自立圏（※）外から本市に転入し、ハローワークを通じて市内事業所に就職した人（新卒者・公務員を除く）に就職奨励金を交付します。

定員 10人 奨励金額 1人当たり10万円

（※）上十三・十和田湖広域定住自立圏とは、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。

※各種申請書様式は商工労政課に備え付けられているほか、市ホームページからも確認・ダウンロードできます。また、いずれの補助金・奨励金も先着順で予算の範囲内とします。

創業をお考えの人へ

創業相談ルームやワンストップ窓口をご活用ください

創業相談ルーム

創業・起業支援の専門家が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、伴走型で皆さんのご相談に応じます。

とき 毎月第2・4木曜日

午前10時～午後4時

ところ 十和田商工会館5階

対応者 (公財) 21 あおもり産業総合支援センター

インキュベーション・マネジャー
鎌田直人さん



ワンストップ窓口

創業相談者に対して、必要な支援施策や支援機関を紹介します。

ところ 商工労政課



創業に関して、なんでも相談ください。